

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件 岡山地方裁判所第 2 民事部 2A1 係

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会

岡山地裁での、名誉毀損 損害賠償請求訴訟の判決を前にしての所感 —

(判決予定日 2012 年 3 月 26 日)

## 重大な出典と物証の開示を達成。

加害企業・森永の防波堤に成り果てた「公益財団法人ひかり協会」の実態。

森永ヒ素ミルク中毒事件で継続する巨大な闇の一端を物証で示す。

2012年3月23日 原告・能瀬英太郎

### はじめに

以下に掲載する表は、私が「官報」を独自に調査して、オリジナルでまとめたデータである。これは、私が原告となって現・被害者団体を訴えた結果、数十年ぶりに「初めて」公表された「出典」から、私が追跡調査した結果を表形式にして公表するものだ。「ひかり協会」という「公益財団法人」が、森永ヒ素ミルク中毒事件の重症被害者へ支給する「生活手当て」の基準となるデータだ。重ねて断っておくが、被告が、この表を出したのではない。被告は公判で、「出典」と「一例」を明かしたに過ぎない(※)。(※被告側準備書面(14)より)

私の3年弱にわたる裁判は、被告団体がその機関紙に私へのウソを書き連ねて名誉を毀損したというのが争点である。私の裁判の目的は、もちろん、そういう被告に、お灸をすえることであった。だが、私がこの裁判で同時に目指したものは、法廷でしか情報を公開しない「公益財団法人ひかり協会」の姿勢、そして長年月にわたって「被害者団体と“救済基金”が、被害者会員を欺いている」という重大な事実を、えぐり出すことであった。

被告がウソを書いていることは私が一番良く知っている。それに、既に被告は、和解協議中に、機関紙にウソを書いたことを大筋認めている。それに対して、第三者である裁判所が、どう判断を下そうとも、私自身には、さしたる驚きはない。

だが、調子に乗ってウソばかりついてきた被告を、私が訴えれば、被告は争点はずしに必死となり、必ず、自らの事業の自画自賛を始める。だが、法廷で自画自賛したからには、その根拠を示さなくてはならない。

そして、被告は、案の定、自画自賛を始めた。私は、彼らが自画自賛している重症者への手当て支給の根拠となる基準、すなわち「30歳の勤労者の賃金」の出典を示すように被告に要求した。すると、驚くべきことに、被告は当初、基準となる文書が「存在しない」と書き放ったのである。これだけは予期せぬ反応であったが、3ヶ月弱を経た後、“「公害健康被害補償制度」を参考にして「その6割を根拠」にした”と書きなおした。もともと、法廷での公文書で、「ない」が、急に「ある」に変わる珍妙さを恥じるどころが無いのは誠に滑稽である。

そして、被告団体が、被害者を数十年間にわたり騙し続けてきた実態が発覚した。被告は、出典をすこしばかり公表しても、今の被害者には、資料を調べる能力も、ましてや、「ひかり協会」や被告団体の統制にあらがう意志も無いだらう、とタカをくくったのだろうか？

確かに、被告が示した出典を追跡調査するには労力を要した。なぜなら、被告は、自画自賛の文書は何百ページも積み上げるのに、「事業」の根幹に関わる最も重要な、「支給基準としたデータの出典」に関しては、仕方なさそうに最小限にしか、明かさなかったからである。

私は、1週間をかけて、「官報」を精査した。そして、ようやく、被告が公判で示した算定基準の元データを一覧表にまとめることができた。判決日に間に合ったのはさまざまな意味で幸運である。この一枚の文書をめぐる歴史を紐解くと、「公益財団法人ひかり協会」の変質しきった現実が見えてくる。この「算定基準の出典」を公に開示させ、その裏づけを世間

に示せたことで、すでに私の裁判は、歴史的意義を達成したと満足している。

賽は投げられた。あとは、真実を知った被害者の意思に任される。

■被告が算定に使ったと主張する基準の内容（原告が「官報」を精査し、まとめた）■

1986年から2011年までの公害健康被害補償法による標準給付基礎月額（第1表）

上段西暦は下段生 年の30年目 生年は5年区切り		単純平均	上段西暦は下段生 年の30年目 生年は5年区切り		単純平均
1986(S61)年	男 213,700	172,600	1999(H11)年	男 341,200	270,350
S26～31年生	女 131,500		S29～34年生	女 199,500	
1987(S62)年	男 215,800	176,550	2000(H12)年	男 358,300	277,100
S27～32年生	女 137,300		S25～30年生	女 195,900	
1988(S63)年	男 216,100	178,000	2001(H13)年	男 356,000	277,800
S28～33年生	女 139,900		S26～31年生	女 199,600	
1989(H1)年	男 219,800	182,700	2002(H14)年	男 356,800	280,450
S29～34年生	女 145,600		S27～32年生	女 204,100	
1990(H2)年	男 263,600	207,450	2003(H15)年	男 358,400	282,500
S25～30年生	女 151,300		S28～33年生	女 206,600	
1991(H3)年	男 277,200	218,150	2004(H16)年	男 354,600	280,150
S26～31年生	女 159,100		S29～34年生	女 205,700	
1992(H4)年	男 290,700	230,000	2005(H17)年	男 355,200	278,600
S27～32年生	女 169,300		S25～30年生	女 202,000	
1993(H5)年	男 298,000	236,250	2006(H18)年	男 353,100	278,650
S28～33年生	女 174,500		S26～31年生	女 204,200	
1994(H6)年	男 295,600	237,950	2007(H19)年	男 359,600	280,200
S29～34年生	女 180,300		S27～32年生	女 200,800	

1995(H7)年 S25～30 年生	男 324,800 女 181,000	252,900	2008(H20)年 S28～33 年生	男 361,000 女 198,400	279,700
1996(H8)年 S26～31 年生	男 334,200 女 188,600	261,400	2009(H21)年 S29～34 年生	男 360,500 女 200,200	280,350
1997(H9)年 S27～32 年生	男 333,400 女 192,100	262,750	2010(H22)年 S25～30 年生	男 337,500 女 192,900	265,200
1998(H10)年 S28～33 年生	男 339,400 女 195,900	267,650	2011(H23)年 S26～31 年生	男 330,800 女 193,900	262,350

---

## 本 論

### 1. ひかり協会が定めた重症被害者への手当支給の考え方

ひかり協会が発足以来続けて来た、重症者への調整手当の支給は、あくまで暫定措置であって、恒久的な年金への移行が求められていた。

それに応える形で、昭和 59 年(1984)10 月 10 日に打ち出されたのが、「30 歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(以下、「30 歳代のあり方」と略)であった。この中の「3. 生活保障・援助」に、金銭給付のことが書かれているので、関連部分を引用する。

「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」 「3. 生活保障・援助」 昭和59年(1984)10月10日

30歳といえば、社会的にも、経済的にも、精神的にも社会の進歩を担う中堅として自立した生活を営む年代である。

生活保障の内容は、経済的基盤の確立が基本であるが、金銭給付に限定したせまいとらえ方をするのではなく、健康でより文化的な日常生活を営むことを保障するため福祉・医療・教育など総合的にとらえなければならない。

被害者の中には障害・症状が重度であるために、なお自立が困難な者が多くいることは周知の事実である。こうした被害者に対して、その生活保障をするための救済対策は、今後とも重点課題としてすすめるなければならない。

そのため重度被害者に対する生活保障事業としての手当ての内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。

本人の所得保障の水準額は30歳の勤労者の賃金の60%とする。

算定方式とスライド方式はできるだけ効率的で安定した制度とする。

重度ではないが一定程度以上の障害・症状がある者で、自立にむけて努力しているが収入が少なく経済的基盤が不安定な状況にある者、安定した職場定着がむずかしい者、及び日常生活・社会生活の状況の中での諸問題により一時的に収入がえられなくなった者等については、一定の生活援助をする。

その1年後の、昭和60年(1985)10月20日に、書き加えたものとして、

昭和60年(1985)10月20日

「生活保障・援助」の項の「本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60%とする」について趣旨を正確に理解するため、次のとおり付記する。

本文章について、三者が合意した趣旨は、救済事業の対象が被害者本人であることから、生活保障事業の金銭給付の内容は、本人の生活費を賄うことができるような所得保障の水準額を設定すべきであると述べたものである。従って「30歳の勤労者の賃金の60%」の表現は、この考え方を勤労者の賃金にてらしてあらわしているものである。

が登場した。

#### 【注】

この「勤労者の賃金の60%云々」の制度は、ひかり協会、守る会、太陽の会(当時の被害者本人の会)三者の確認事

項として、発表されている。ところが、実際には、守る会は「公害健康被害補償法」について公害政策の反動化といって、数年前から批判を強めていた。太陽の会は 1974 年 9 月 18 日開催の「公害健康被害補償法」の反対集会に参加し、「加害者救済制度をゆるさない」という態度を表明しているのだ。これらのことを考えると「30 歳代のあり方」は、被害者救済より、加害者救済制度を目指しているといっても過言ではない。

**本年57歳となる被害者…。**

**いくら被害者が歳をとっても、「30歳の勤労者の賃金の60%」のまま。**

以上の文章からは、「30 歳の勤労者の賃金の 60%」を基準として、被害者の歳に関係なく、「30歳のまま」これを続けていくという意味には受取れない。

30 歳の時に「30 歳の勤労者の賃金」というのだから、31 歳になれば 31 歳の、32 歳になれば 32 歳の「勤労者の賃金」を基準として「所得保障」がされるものと考えたとしても、見当はずれではない。(以下、「[トリック 3](#)」 p.12 の項目で詳説)

重症者に支払われる金銭給付は、「30 歳代のあり方」の発表以降、「生活手当」へと、名前が変わった。前頁の引用文にあるように、公的給付(障害年金)を加えた合計額が、「30 歳の勤労者の賃金の 60%」となり、「所得保障の水準額」となった。つまり、“ひかり協会が保障している” と、対外的によく言われる「所得保障」とは、全額を森永が出しているのではないのだ。国の障害者年金を下駄履きさせた合計額を示しているのである。

(ちなみに、国民の税金を下駄履きさせた合計額を、さも、自分たちが被害者に与えている保証であるかのように言い、さらには、その合計額をいかにも森永が出していると勘違いさせかねない物言いはいかがなものかと思う。国民の税金を「活用」しておきな

がら、その運営のあり方を国民から批判されると、今度は国民に対して「よそ者」と言い放ち、個人攻撃にまで打って出る。このような被告の態度は、社会的に許されない本末転倒であり非常識である。)

## **トリック 1**

### **ひかり協会が支給する「生活手当」の正味**

では、ひかり協会が支給する「生活手当」の内訳はどのようなのだろうか。

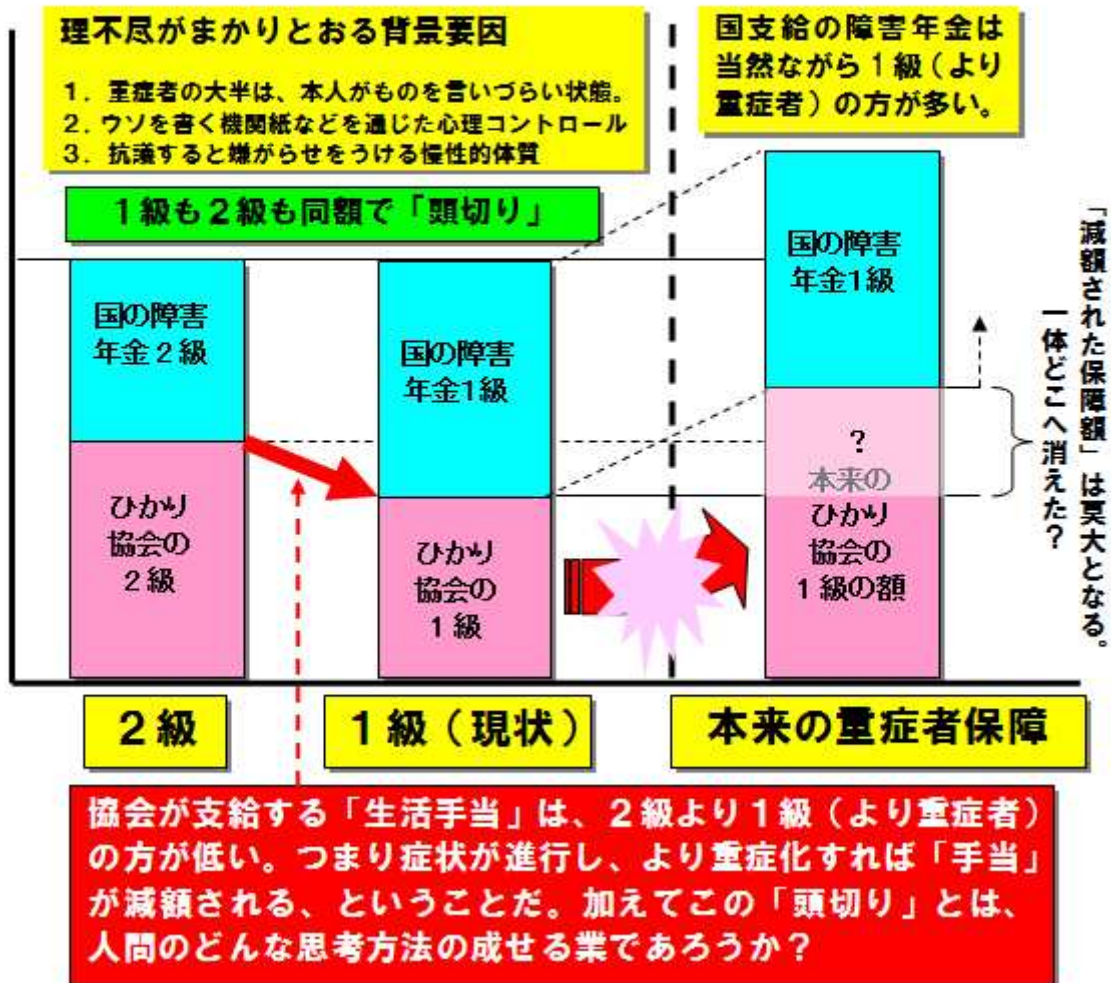
実は、ひかり協会は、国の障害者年金の受給資格にあわせて、森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者を区分けしている。それで、障害年金1級の受給者と、障害年金2級の受給者の金額を比較すると、1級 45,125 円、2級 58,100 円である。つまり、重症者である1級の方が低額に設定されているのだ。この逆転には驚かれる方もおいだろう。

「生活手当」などの被害者救済資金は、「森永ヒ素ミルク中毒事件」の加害企業である森永乳業の毎年の支出に依存している。森永から出た金で、より重い障害を受けた重症者に低額の賠償をして、なおも恥じることがない「公益財団法人ひかり協会」である。

そのカラクリを、以下に図表を含めて紹介する。

# 支給手当の削減トリック

ただし、ここでは下駄履きのトリックの相関関係のみを示しており、57歳になっても30歳を基準に据え置かれている状態を重的に示したものではありません。



国から支給される障害年金は1986年には1級64,875円、2級には51,900円であった。つまり、「生活手当」に、国の障害年金を加えると、ひかり協会の逆転した支給金額の凸凹がならされ、1、2級の被害者の受け取る金額は、同額になるようにあらかじめ計算され設定されている。本来ならば森永が負担すべき森永ヒ素ミルク被害者への賠償金を、国民の税金による「障害年金」でおぎない、1、2級の被害者の総手どり額が同額、という破廉恥なことをしているのである。被害者が重症化すれば、ひかり協会からの支出は減り、死亡すれば、40万円の見舞金で、あとはゼロ。となれば、協会は何を願望し始めるだろうか？言わずとしたことである。また、このシステムは、そういう願望を専従者や何者かに、絶えず醸成させることにもなる。人間の考えた悪徳のシステムのなかでも、一流の部類に入



るものといえなくはない。

重症者にこのような「ペテン的」な仕組みへの理解を求めるのは、無理というものであろう。だが、重症者の窮状をいいことに、ゴマカシしているとしたら、悪質にもほどがある。そのことは、次に述べることでも、さらに、三重にエスカレートした形で現れている。

## **トリック 2**

**そもそも、6掛けする基準にしたという、元々の「30歳の勤労者の賃金」とは、いったい何なのか？**

公益法人という特別扱いをされている団体なら、「30歳の勤労者の賃金の60%」という支給基準くらい、最低限の義務として出典明示しなければならないのは、当然の理である。その程度の透明性がなくては、被害者や国民の信頼は得られないだろう。それにもかかわらず、「30歳の勤労者の賃金の60%」の元々のデータは1985年の制定以来2011年まで明らかにされずに来た。

これが明らかにされたのは、私が原告となって、被告・森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会(以下「守る会」)を提訴した裁判においてであった。

私は2009年5月11日に「文書提出命令の申立書」で「30歳の勤労者の賃金の60%」の出典を求めた。これに対して守る会は2010年12月22日付の被告準備書面(12)で「文書は現在、存在しない」と回答した。

ところが2011年3月14日付の被告準備書面(14)で、被告は一転、“「公害健康被害補償制度」を参考にして「その6割を根拠」にした”と、回答してきた。

## **「初めて」公表された支給基準の出典が、逆に「ひかり協会」のウソを証明**

ところが、毎年、環境省が「告示」として発表している「公害健康被害補償制度」は、そもそも、**勤労者の平均賃金の80%**を、「標準給付基礎月額」としているのだ。**その80%の月額**を以下に示す。

■被告が算定に使ったと主張する基準の内容（原告が「官報」を精査し、まとめた）■

1986年から2011年までの公害健康被害補償法による標準給付基礎月額（第1表）

上段西暦は下段生 年の30年目 生年は5年区切り		単純平均	上段西暦は下段生 年の30年目 生年は5年区切り		単純平均
1986(S61)年	男 213,700	172,600	1999(H11)年	男 341,200	270,350
S26～31 年生	女 131,500		S29～34 年生	女 199,500	
1987(S62)年	男 215,800	176,550	2000(H12)年	男 358,300	277,100
S27～32 年生	女 137,300		S25～30 年生	女 195,900	
1988(S63)年	男 216,100	178,000	2001(H13)年	男 356,000	277,800
S28～33 年生	女 139,900		S26～31 年生	女 199,600	
1989(H1)年	男 219,800	182,700	2002(H14)年	男 356,800	280,450
S29～34 年生	女 145,600		S27～32 年生	女 204,100	
1990(H2)年	男 263,600	207,450	2003(H15)年	男 358,400	282,500
S25～30 年生	女 151,300		S28～33 年生	女 206,600	
1991(H3)年	男 277,200	218,150	2004(H16)年	男 354,600	280,150
S26～31 年生	女 159,100		S29～34 年生	女 205,700	
1992(H4)年	男 290,700	230,000	2005(H17)年	男 355,200	278,600
S27～32 年生	女 169,300		S25～30 年生	女 202,000	
1993(H5)年	男 298,000	236,250	2006(H18)年	男 353,100	278,650
S28～33 年生	女 174,500		S26～31 年生	女 204,200	
1994(H6)年	男 295,600	237,950	2007(H19)年	男 359,600	280,200
S29～34 年生	女 180,300		S27～32 年生	女 200,800	
1995(H7)年	男 324,800	252,900	2008(H20)年	男 361,000	279,700
S25～30 年生	女 181,000		S28～33 年生	女 198,400	
1996(H8)年	男 334,200	261,400	2009(H21)年	男 360,500	280,350
S26～31 年生	女 188,600		S29～34 年生	女 200,200	

1997(H9)年	男 333,400	262,750	2010(H22)年	男 337,500	265,200
S27～32 年生	女 192,100		S25～30 年生	女 192,900	
1998(H10)年	男 339,400	267,650	2011(H23)年	男 330,800	262,350
S28～33 年生	女 195,900		S26～31 年生	女 193,900	

再度、被告の主張を拝聴してみよう。

**【再掲】**

「30 歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」3. 生活保障・援助 昭和 59 年(1984)10 月 10 日

「生活保障・援助」の項の「本人の所得保障の水準額は、30 歳の勤労者の賃金の 60%とする」について趣旨を正確に理解するため、次のとおり付記する。  
 本文章について、三者が合意した趣旨は、救済事業の対象が被害者本人であることから、生活保障事業の金銭給付の内容は、本人の生活費を賄うことができるような所得保障の水準額を設定すべきであると述べたものである。従って「30 歳の勤労者の賃金の 60%」の表現は、この考え方を勤労者の賃金にてらしてあらわしているものである。

今次裁判での、被告側の準備書面(14)から、関係する箇所を引用する。

被告側の準備書面(14)より

(3)生活手当について

①障害者基礎年金を受給している被害者に対して、ひかり協会が支給している生活手当及び生活保障水準額の検討経過は、準備書面(6)(7 頁～)で詳述しているとおりである。

ひかり協会が設定する生活保障水準額において、反映させる 1983 年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考とした。男・30～34 歳 197,500 円と女・30～34 歳 119,800 円の単純平均 158,650 円の 6 割である 95,190 円を一つの根拠とした。

また、厚生年金の全受給者が平均 114,204 円であったことも根拠とし、最終的に 1986 年度の支給開始時の生活保障水準額を 110,000 円と決定した。

**被害者には「勤労者賃金の60%」と言いながら、出典を公表せず、実際には48%**

守る会の回答で明らかになったのは、「30歳の勤労者の賃金の60%」とは、平均賃金の80%の60%だということである。これは即ち、平均賃金の48%しか払っていないことを認めたことになる。それとも被告は、まさか原告が、この「公害健康被害補償制度」の元データを入手するとは、思ってもみなかったのだろうか？

### **トリック 3**

**今、被害者は57歳。31歳以降の勤労者の賃金を計算しなおすとどうなるか？**

もう一つ明らかなことは、57歳の被害者に「30歳の勤労者の賃金の60%」を支払うことの不合理性で、いままで、そのことを是正せずに続けてきたことには、なんらの正当な根拠も無いということである。さらに1986年度から「生活手当」の支給が開始されたのに、被告は、公判・現時点で、「1983年当時の賃金の状況として公害健康被害補償制度を参考」などという。なにゆえ3年前の数字を参考にしなくてはならなかったのか、ということである。

被告自身が、そういうのだから、そうなのだろう。つまり1986年からこの制度は発足したが、金額算出に参考にしたという「公害健康被害補償制度」の「給付基礎月額」は3年前の1983年のものを使ったと言うのだ。また、5ページ上掲の囲み記事内の「30歳代のあり方」でいっている、ひかり協会の「スライド」とは、国の障害年金の「スライド」率とほぼ同等のものが適用されている。ひかり協会は、自分に都合のいい基準を恣意的に「つまみ食い」しているのである。

では、ひかり協会の都合とはなんだろうか？

なにゆえ、今次公判で、制度開始にあたり、わざわざ3年前の数字を参考にした、などと珍妙なことを言うのか？

私が想像する彼らの「都合」とは以下のとおりである。

まず1986年の「はじめから8掛けの勤労者の賃金 172,600 円」に 60%をかけると、103,560 円となる。被告が公判で、そのあとに続ける「1986 年度の支給開始時の生活保障水準額を 110,000 円と決定」との間には、6,440 円しか差がない。これでは、「ありがたみ」を印象づけるには乏しい。

一方、被告が使った1983年の「初めから8掛けの勤労者賃金 158,650 円」に 60%をかけると、これは被告が示すとおり 95,190 円である。11 万円との差額は、14,810 円、ある。

6,440 円と1万円以上、…この微妙な違い…、重症者家族になんだか「ありがたく」感じさせるツボを発見したのだろうか。

だが繰り返すが、1983年のデータは、「はじめから勤労者賃金に8掛けされている給付基礎月額 158,650 円」である。それを 0.8 で割り、元に戻すと、198,312 円(小数点以下切捨)。それに0.6をかけると、118,987円となり、被告のいう(ひかり協会の決めた)11 万円はそれ以下となってしまう。

つまり、「元にもどして、実際の勤労者の賃金にする」と、1983年を採用しようが、1986年を採用しようが、被告の主張にはなんの説得力もないことが数字で判明する。

ここで、先ほど 2 ページの推論でのべた、以下の憶測に、再度、真実味が出てくる。

被告は、そもそも、“「公害健康被害補償制度」に掲載された「標準給付基礎月額」が、勤労者賃金の80%であることは、原告や被害者家族は知る由もないだろうし、調べる努力もしないだろう”、とタカをくくったのではないか。そうしないと、公表さえ、ためられる内容である。最初、被告が「無い」といったのは、このあたりで葛藤があったのではないか？ ウソについて、出典など無いことにして突っ走るか、しかし、それでは、どんないい加減な組織かと疑われてしまう。だから、メンツを優先し、裁判所への心象をアップさせたかったのか？ 原告や世間が「80%」を知らないことに期待をかけたのかも知れない。

では、被告は、そうと決まれば、公判では、少しでも、ひかり協会が「ありがたい」上積みをしているように世間に印象づけるために、わざわざ、3年前のデータを参考にしたことに、

今次公判の段階で「してしまった」のであろうか？ これは私の推測だが、実際に「ひかり協会」は、被告の主張のとおり、1986年当時、このような発想で、3年前のデータを使ったのだらうと考える。自分に都合のいい基準を恣意的に「つまみ食い」したのだらう。そのようなやり方にあらがうものは、既にパージされており、その程度のつまみ食いなど、誰も問題にできないほど、「環境が整っていた」のだらうから…。

だが、それならば、1986年の段階で、被害者に以下のような告知を出す義務があった。

30歳を迎えられた森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者の皆様へ

当協会が、算定基準として申し上げている「勤労者の賃金」とは、「公害健康被害補償制度」に掲載された「標準給付基礎月額」のことですが、それは、実は、「勤労者の賃金」そのものではなく、「実際の勤労者の賃金」に対して、あらかじめ8掛けされているものです。したがって当協会の申し上げる「30歳の勤労者の賃金の60%」とは

$$0.8 \times 0.6 = 0.48 \text{で、}$$

「実際の30歳の勤労者の賃金」の48%でございます。

この点くれぐれも、お間違えのなきよう、お願い致します。

なお本年施行にあたっては、3年前のデータを使います。

また、被害者の皆様が、今後、たとえ40歳になっても、57歳になっても、

当協会は、「30歳の勤労者の賃金の48%」しか支払いません。

いくら歳をとられても、決して増えませんので、あらかじめご了承ください。

1986年 財団法人ひかり協会

この内容を、被害者に周知徹底する最低限の義務がある。

その説明責任を全く果たさずに、今になって、公判でこんな事実を披露すれば、被害者

があっけにとられ、騙された、と思っても、仕方がない。

毎年、公害健康被害補償法による「標準給付基礎月額」(第 1 表)は発表されているのであり、1986 年の数字を参考までに記せば、男・213,700 円、女・131,500 であり、単純平均は 172,600 円である。

本来ならば、被害者の年齢に応じて、「勤労者の賃金の 60%」を支払うべきところを、受給者が要求しないことをいいことに、ひかり協会はその後も「ニセ 30 歳の勤労者の賃金の 60%」を続けてきた、というわけである。

年齢相応の年金要求は、過大な要求ではないことを当事者は自覚すべきである。なぜならば 1973 年 12 月 23 日に行われた厚生省、守る会、森永乳業との三者会談第 5 回目の確認書で、

2. 『森永』は被害者の対策について『守る会』の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案(以下「恒久対策案」という。)を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断ならびに決定に従うことを確約する。

と述べている。

その「恒久対策案」には、

Ⅱ 具体的対策、(6)生活権の回復(イ)年金 自ら収入をえることができない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として年金を終身支給する

とある。

これは、加害企業・森永が、森永製品不売買運動の全国的広がりにより、倒産寸前まで追い込まれた状況下で、被害者に対して「お願いする」形で生まれた契約であり、歴史的意義をもつものである。この内容を改ざんしていけば、そこで失われるものは、被害者の手取りだけではなく、生存権も含めた、人間の尊厳そのものである。

したがって、これに照らしても、年齢に応じた「勤労者の賃金の 60%」の実施を「公益財

団法人ひかり協会」に求めても、それは控え目な要求であるとさえいえる。

第 2 表で示しているのは、毎年発表される「公害健康被害補償法」による「標準給付基礎月額」から男女の月額を「単純平均」して、それから逆算により算出された「男女の単純平均賃金」と、「本当の意味での勤労者の賃金の 60%」を被害者の到達年齢に即して作成したものである。

被害者の年齢に応じた平均賃金と生活保障額の差額 (第 2 表)

年齢	1:平均賃金	2 :1×60%	3:生活保障額	2-3=差額/月	1年分の差額
1986(31 歳)	215,750	129,450	110,000	19,450	233,400
1987(32 歳)	220,687	132,412	110,725	21,687	260,244
1988(33 歳)	222,500	133,500	110,900	22,600	271,200
1989(34 歳)	228,375	137,025	117,800	19,225	230,700
1990(35 歳)	259,312	155,587	120,500	35,087	421,044
1991(36 歳)	272,687	163,612	124,100	39,512	474,144
1992(37 歳)	287,500	172,500	128,150	44,350	532,200
1993(38 歳)	295,312	177,187	130,300	46,887	562,644
1994(39 歳)	297,437	178,462	132,100	46,362	556,344
1995(40 歳)	316,125	189,675	138,910	50,765	609,180
1996(41 歳)	326,750	196,050	138,910	57,140	685,680
1997(42 歳)	328,437	197,062	138,910	58,152	697,824
1998(43 歳)	334,562	200,737	141,460	59,277	711,324
1999(44 歳)	337,937	202,762	142,200	60,562	726,744
2000(45 歳)	346,375	207,825	142,200	65,625	787,500
2001(46 歳)	347,250	208,350	142,200	66,150	793,800
2002(47 歳)	350,562	210,337	142,200	68,137	817,644



2003(48 歳)	353,125	211,875	148,800	63,075	756,900
2004(49 歳)	350,187	210,112	141,391	68,721	824,652
2005(50 歳)	348,250	208,950	140,400	68,550	822,600
2006(51 歳)	348,312	208,987	140,150	68,837	826,044
2007(52 歳)	350,250	210,150	141,267	68,883	826,596
2008(53 歳)	349,625	209,775	140,000	69,775	837,300
2009(54 歳)	350,437	210,262	140,000	70,262	843,144
2010(55 歳)	331,500	198,900	140,000	58,900	706,800
2011(56 歳)	327,937	196,762	140,000	56,762	681,144
				合計	16,496,796

【注】

第1表の環境省の「告示」は、毎年、法律に基づいて発表される。これは19歳から5歳区切りの「年齢階層」として基礎月額が計算されている。その中から被害者の生年月日が含まれる階層のみを抽出し、男女の月額を書きだした。守る会が準備書面(14)で示したものと同一計算方法で、男女合計を二分して単純平均をだした。ただし、これは既に幾度も指摘したように、「勤労者の賃金の60%」ではない。正確にいうならば、あくまで、「勤労者の賃金の48%」である。

第2表は第1表での数字を、正確に、「勤労者の賃金の60%」に計算しなおし、年齢に即した平均賃金を算出し、「本当の意味の勤労者の60%」(それでも「60%」であるが)から、ひかり協会のいう「生活保障額」(生活手当+国の公的障害年金)を引いた数字である。ひかり協会は「生活保障額」

を、「勤労者の賃金の 60%」だと称している。しかし厳密に計算すれば、表のような差額が生じてくる。

ちなみに、この表で計算すると、差額の合計は2011年現在で、一人当たり、1,640万円超となる。これは、森永乳業自体が重症者に対して、実際に支払った支給済みの「生活手当」の不足分としては、さして驚くほどの額ではないと、私個人は思う。

## おわりに

私は、この数字を、関係する被害者がどのように解釈しようと、それぞれご自由に、という考えである。被害者がこれを不当であると思えば、それに応じて行動すればいい。ただし、私はそれを勧めるような「おせっかい」をするつもりはないし、逆に止める権利もない。「差があって当然」だとひかり協会の救済事業を肯定的にとらえる人があっても、それも個人の自由というものである。

私はこの11年間、被告が言う「よそ者」として、真実を世間に紹介してきた。故・岡崎哲夫氏を追悼する論文を「朝日新聞 岡山版」や「週刊 金曜日」に発表したことを契機に、私に連絡をとってきた何名もの重症被害者家族の訴えを聞かされた。そして彼らの状態と訴えに対して見て見ぬふりはできなかった。終わったと思っていた事件が全く終わっていないかった。

私は、森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者とその親が、「恒久救済方式」を採用したゆえに、彼らが我慢したことがいくつもあることを知っている。そこには、恒久救済対策案を他の公害被害者救済の手本にするぐらい豊かに充実させていく、そのために森永の存続をかりうじて認める、という執念が大前提にある。抹殺され、踏みつけにされた苦渋の14年、或いは20年の歴史が、この理念を生み出した。

にも関わらず、その理念が巧妙に捻じ曲げられ、「救済基金」が、本来の「恒久救済方式」をサボタージュすることで、人道的にみて不当な待遇が放置され、特に重症被害者の

状態がより深刻化していると痛感させられた。私は、多少なりとも救済運動に関わったものとして、市民の義務を果たそうと誓い、この、複雑で深刻な問題に取り組むべく行動を起こした。先入観を交えずに、聞き取り調査とデータ収集、そして被告の言い分をじっくり観察し、論稿を発表してきた。

その「よそ者」である私に対して、正々堂々とかみ合う形で反論するのではなく、私の実名を挙げつらった苛烈な個人攻撃が、被告・被害者団体により組織的に展開された。実際は正反対だが、私が重症被害者家族を操る、なにか恐ろしい“黒幕”であるかのように描かれた。だが、その内容には、見るべきものは何ひとつ無い。下品な誹謗中傷の羅列である。そのことは、被告自身が、今次訴訟の和解交渉の場で裁判官に一部限定ながら認めてしまった。ウソをあれだけ大々的に書いても、絶対に謝ろうとしない姿が、判決より先に表面化し、記録された。公判記録や傍聴記録(傍聴記録はまだ公表されていないようだ)では、それは、あまりに明白な事実である。

いずれにしても、被害者に対して、被害者に渡るはずの多額の救済資金を、「給与」としてあらかじめさっぴく形で多大に消費している者が、残った金のばら撒きぶりを「事業」として、恩着せがましく、仰々しく披瀝し、その「仕事ぶり」を批判する被害者家族たちにイヤガラセを加えながら封じ込め、国民の税金を下駄履きさせながらも、その当の国民から批判を受けると、今度は、嘘を平然と書き連ねて毒つくことにためらいをみせない。

だが、被害者を何十年にもわたって黙らせてきた、そのカラクリの一端が、ようやく物証とともに明るみとなった。賽(さい)は投げられたのだ。

なお、私の分析結果を批判するのであれば、これに勝る資料と分析方法を提示して、その正当性を展開するものでなければ、批判には値しない。もちろん、これまでの「守る会」や「ひかり協会」の常套句である「攻撃や破壊目的で批判をしている」「反乱軍の創設をたくらんでいる」といった珍妙な主張は、「遠吠え」並みのものでしかなく、批判にすらなっていないことを、自ら表明する行為である。

以上